

簡易水道が二万八千トンとなっています。



交通災害共済 ただいま受付中

一日一円がガードマン

申込は保険年金課へ

■危険がいっぱい

私達のまわりにはいつも交通事故の危険が迫っています。——こういえば、おどろきなど一笑されるかもしれませんが、あなた自身や、また肉親や知人で事故にあったり、事故を身近に感じたり、その当事者であったりする人がきつとあるでしょう。

昨年一年間で、日本中で起った交通事故のうち人身事故は、四二五、九四四件もあり、死んだ人は一三、九〇四人、傷ついた人は、五一七、七七五人もあるのです。

この数は一時間に一・六人が死に、一分間に一人がつきつきと傷ついていることになります。死んだ人だけについてみると、ちょうど二百人乗りのジェット旅客機七〇機が一度に墜落し、全員死んだのと同じです。

毎日の新聞やラジオで放送される交通事故、私達はあまりにもこの「交通事故」という言葉に無神経にならかけているのではないのでしょうか。

■被害者は弱い

文明の利器として開発された自動車が、恐ろしい走る凶器などといわれるようになってから久しくなります。

これもあまりにたやすく交通事故の犠牲者となつて一度に何人も命を奪つたり、傷ついたりするためです。そして現実に幸福な家庭を一瞬のうちに不幸のどん底に落し入れたり、一生を台なしにしたりしています。

しかし、私達の社会から自動車と名のつくものを無くしてしまつことができればどうか。とてもできないことでしょう。

交通事故は、人災だといわれ、交通安全施設の整備や、交通違反の取締りがきびしく行なわれたい運転管理の改善など、あらゆる機会をとらえて交通安全が叫ばれています。

それでも毎日毎日どこかで交通事故が起きているのです。そして被害を受けるのは弱い立場にある者なのです。

■交通共済は

会員の相互扶助

そこで、弱い立場になる者が集まり、会員一人当り一日一円、年額三百六十五円の会費を納め、もし交通事故にあったときに見舞金を受けられるようにしたのがこの「交通災害共済制度」です。交通事故にあった一。ところが加害者との交渉がなかなか進まない。そのうえ当座の出費もかさむ。こんなときのために、あなたもこの機会に是非ご加入下さい。

制度のあらまし

◇こんなときに支給

①自動車、モーターバイク、自転車荷車などに乗っていて衝突したり、転倒などによりケガまたは死んだとき。

②また歩いているときこれらの車両にはなれりたり、ひかれたりした事故。

この場合本人の過失による自損行為も含まれます。例えば運転中ハンドル操作を誤って事故を起したときなど。また国内、国外を問いません。

◇会員になれる人

市内に住んでいる人、住民登録または外国人登録している人なら誰でもOKです。

◇共済期間は一年

共済期間は、四月一日から翌年の三月三十一日までです。しかし、今年度は、五月三十一日までが準備期間のため、六月一日から来年度の三月三十一日までが共済期間です。

◇共済会費

会費は、一日一円で年額三百六十五円です。この場合期間の途中で加入されても割引はありません。しかし、今年に限り、共済会費は三〇〇円となっています。

◇入会の申込み

市役所保険年金課の窓口で会費を添えて申し込むと、その場で会員証をお渡しします。

◇見舞金の支給額

交通事故によって被害を受けたときは、そのつど次の基準による見舞金が支払われます。

ア 死亡した場合 五〇万円以内

イ 六カ月以上の傷害 一〇万円以内

ウ 三カ月以上の傷害 五万円以内

エ 一カ月以上の傷害 二万円以内

オ 一週間以上の傷害 五千円以内

カ 一週間未満の傷害 二千円以内

◇見舞金を受けるには

警察署の発行する交通事故証明書と医師の診断書に会員証を添えて保険年金課の窓口に出けると、すぐに見舞金が支給されることになっています。

